

社会福祉法人いぶき福祉会 評議員選任・解任委員会の運営に関する細則

（目的）

第1条 この細則は、定款第6条第3項に基づき評議員選任・解任委員会（以下「委員会」という。）の運営について必要な事項を定める。

（任務）

第2条 委員会は、評議員の選任及び解任を審議し、決定する。

（委員の構成）

第3条 委員会の委員は、監事1名、事務局員1名及び外部委員1名の合計3名で構成し、理事長が委嘱する。

2 理事長又は当会就業規則第4条に規定する施設長を兼務する理事は委員会に出席し、提案事項について説明しなければならない。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、就任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した委員の補欠として選任された委員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 委員は、定款第6条第2項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお委員としての権利義務を有する。

（委員の選任・解任）

第5条 委員の選任・解任は、理事会において行う。

（委員の報酬等）

第6条 委員の報酬は、1日当たり五千円（ただし、源泉徴収税額控除後の額）とする。

2 報酬の支給日は、当該会議に出勤した日とする。

3 職務を行うために要した費用は、費用弁償に関する規定に準じて支払う。

（招集等）

第7条 委員会は、理事長が招集する。

2 理事長は、委員に対して書面で招集通知を発しなければならない。ただし、委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく委員会を開催することができる。

（委員長）

第8条 委員会の委員長は、委員の互選で定める。

2 委員長は、委員会の議長に就く。

(評議員の選任)

第9条 理事長は、理事会で決議した評議員候補者の提案を行う場合、委員会に次の事項を提出しなければならない。

- (1) 評議員候補者の経歴及び適任と判断した理由
- (2) 当会の理事又は監事との関係
- (3) その他の評議員候補者に関する情報

(評議員の解任)

第10条 理事長は、理事会で決議した評議員の解任の提案を行う場合、委員会に当該者が評議員として不適任と判断した理由を説明しなければならない。

(決議)

第11条 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
ただし、外部委員が出席し、かつ、賛成することを要する。

(議事録)

第12条 委員会の議事については、委員会終了後速やかに議事録を作成する。
2 委員会に出席した委員は、前項の議事録に署名又は記名押印し、理事会に提出する。

(改廃)

第13条 この細則の改廃は、理事会が決議する。

附則

平成 28 年度中に就任した委員の任期は、就任後5年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会までとする。

附則

この細則は、平成 29 年 2 月 24 日から施行する。(社会福祉法の改正に伴い制定)

附則

この細則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。(委員報酬を支給するための改正)

附則

この細則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。(議事録署名の方法を定款に準じるための改正)